

低入札価格調査対象工事における特約条項

(契約の保証に係る特約)

**第1条** 建設工事請負契約約款第4条第2項及び第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

(現場代理人と主任技術者等との兼務に係る特約)

**第2条** 建設工事請負契約約款第11条第5項に定める現場代理人と主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐との兼務は、これを認めない。

(技術者の追加配置に係る特約)

**第3条** 受注者は、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事にあつては、発注者が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された。
- (2) 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。又は、かちに起因して修補又は損害賠償を請求された。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、発注者から指名停止措置を受けた。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延した。

(下請契約に係る特約)

**第4条** 受注者は次のいずれかに該当する下請契約の締結及び契約変更をしてはならない。

- (1) 低入札価格調査において下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約（あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く。）
- (2) 1業者につき下請代金の合計が100万円以上の下請施工を行う場合において、施工内容に相当する県積算価格に対する下請代金の比率が75パーセントを下回る下請契約